

○茨城県立医療大学附属病院運営委員会要綱

(平成10年7月6日第8回病院幹部会)

改正 平成15年5月12日 平成17年4月25日

平成19年4月 9日

(目的)

第1条 この要綱は茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副院長
- (2) 看護部長
- (3) 診療部各科長
- (4) 看護部副部長及び各師長
- (5) リハビリテーション部各科長
- (6) 医療技術部各科長
- (7) 地域医療連携部員（部長が指名する者）
- (8) 病院管理課長
- (9) 病院管理課員（医事担当）
- (10) 病院長が指名する者（若干名）

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員会の付置会議として、部会を設置することができる。

(協議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 附属病院の運営に関する事項
- (2) 附属病院の環境保持に関する事項
- (3) 附属病院の経営の効率化に関する事項
- (4) 附属病院の診療報酬に関する事項
- (5) その他運営に必要な事項

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、副院長をもってこれに充てる。

- 2 委員会には副委員長を置き、看護部長をもってこれに充て、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長になる。

- 2 委員会は原則として毎月2回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは臨時に委員会を開催することができる。

(会議の成立)

第6条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員が委員会に出席不可能なときは、各部署から代理者を出席させるものとする。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長は必要と認めるときは委員以外の職員を委員会へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第8条 議事録は事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録一部を病院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(周知)

第9条 委員会での審議結果については各部署への周知徹底を図る。ただし、審議内容によってはこの限りではない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は病院管理課で処理する。

付 則

1 この要綱は、平成9年1月23日から施行する。

2 初期委員の任期は、特例として平成10年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。